

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件不開示決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求人が、条例第5条の規定に基づき、平成14年4月4日付けで行った「被害届けの取り扱い方について 平成14年1月25日一審判決を受けて捜査のやり直しを申し出た。が「再捜査はしない」と返答があった。（しなくても良い）と判断に至る経緯を示す責任者への報告書」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求に対し、実施機関は、平成14年5月2日付け鹿捜一第278号で、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で述べている審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

ア 捜査資料を開示請求しているのではない。再捜査を要望しているのになぜ再捜査をしないのかという経緯を表す報告書を見せてもらいたい。

イ 仮にこの文書が存在し、審査請求人に関する記載があったとすれば、本人としては知る権利がある。

ウ 本件処分は、次のとおり違法不当である。

（ア）審査請求人の申し入れに説明がなかった。

（イ）捜査はなされていない。

(ウ) 刑事事件（犯罪）と（特定）されていない。

(エ) 事実の究明（原因の特定）はされていない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）から提出された処分理由説明書及び口頭による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

通常、目撃者や被害者等の事件関係者からの届出を受理した場合及び犯罪の端緒や捜査上参考となる事実等の犯罪情報を認めた場合は、同事案の真相を明らかにして、事件性の判断をするために、必要な捜査（処理）を実施することになるが、その過程において、必要により捜査（処理）の状況及び捜査（処理）の結果判明した事項等を記載した文書を作成することになる。

そこで、審査請求人の申立てから判断すると、本件開示請求に係る文書（以下「対象公文書」という。）は、「特定の法人において発生した傷害容疑事件に関して、平成14年1月25日以降に審査請求人からなされた再捜査要望に対して、再捜査を行わないことを判断した経緯を示す文書」である。

仮に対象公文書が存在するとすれば、通常その内容は、事件の被疑者、被害者等の関係者の住居、職業、氏名、生年月日及び発生場所の名称、所在地等の特定の個人（法人）が識別される情報のほか、当該関係者からの事情聴取内容、捜査の経過や捜査の結果判明した事項及び捜査結果に基づく今後の捜査方針等の当該容疑事件に関する捜査上の秘密に関する情報を記録したものとなる。

(2) 不開示理由

ア 条例第7条第1号該当性について

特定の個人が特定の事件について再捜査を要望している事実の有無は、特定の個人が特定の事件の関係者であるか否か、特定の個人が当該事件について何らかの理由で再捜査を要望しているか否かなどの個人の権利利益に直接関わる個人のプライバシーに係る情報であり、かつ、当然に当該個人の識別性を有するものである。

特定の個人が事件の関係者であり、特定の事件について再捜査を要望していることは、他人に知られたくないプライバシーに係る情報であり、秘密にしなければならない情報であることは明らかである。

したがって、対象公文書の存否を答えることは、特定の個人が特定の事件の関係者であり、この事件について再捜査を要望している事実の有無が明らかになり、それ自体当該個人の名誉や私生活にかかわる事柄であり、保護されるべき個人情報と考えられる同号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、存否

を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

イ 条例第7条第2号該当性について

仮に特定の事件が特定の法人において発生し、また特定の法人が関与しているとすれば、その事実は当該法人にとって不名誉な事実であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、対象公文書である「特定の法人において発生した特定の事件の捜査の経緯を示す文書」の存否を答えることは、特定の事件が特定の法人で発生し、また特定の法人が関与した事実の有無という同条第2号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

ウ 条例第7条第4号該当性について

特定の事件に対する捜査に関する情報は、その存否を明らかにすると特定の事件について捜査が行われているか否かが明らかになり、仮に捜査が行われている事実が明らかになれば、事件の被疑者等による証拠隠滅、逃走等のおそれが生じ、その後の捜査に支障を生ずるとともに、犯罪の被害者、場所等から関係者が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に対して、被疑者等による不法な侵害が加えられるおそれがある。

また、仮に捜査が行われていないことが明らかになれば、被疑者は同種犯罪を繰り返すなど、犯罪を誘発するおそれもあるほか、同種事件の防止に支障を生ずるおそれもある。

さらに、同事件について「特定の個人が再捜査を要望している事実」が明らかになれば、再捜査を要望した特定の個人が、被疑者等からの何らかの報復や不利益を受ける可能性は特段に高くなることから、被害者等保護のためにも特定の個人が再捜査を要望した秘密は厳守されなければならない。

したがって、対象公文書は、当該文書の存否を答えるだけで、特定の法人で発生した特定の事件についての捜査の有無及び特定の個人が再捜査を要望している事実の有無が明らかになり、犯罪捜査に支障をきたし、関係者（法人）に不法な侵害が加えられるなど公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるという不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

なお、本件処分は、対象公文書の存否を前提としたものではない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月12日	諮問を受けた。
8月23日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月28日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
10月15日	諮問の審議を行った。
平成15年2月18日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (審査請求人から意見を聴取)
3月28日	諮問の審議を行った。
4月30日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書及び本件処分について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 対象公文書の性格及び内容

本件対象公文書は、「審査請求人が警察署等に行った再捜査要望に対して再捜査を行わないと判断した経緯を示す文書」である。

通常、警察署等では、再捜査の要望があった場合には、それぞれの事案処理に係る関係書類が作られ、この関係書類には、一般に、申出者の住所、氏名、職業、年齢、申出の内容等が記録され、必要に応じてその申出に対する対応についても併せて記載されることになっている。

したがって、本件対象公文書は、特定の個人が警察署等に対して再捜査を要望したことを前提に作成されるものであり、その存否を答えることは特定の個人が再捜査の要望を行った事実の有無を明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。

イ 条例第10条の該当性について

一般に、開示請求に対しては、開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で開示決定又は不開示決定を行うが、条例第10条では、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できることとされている。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだ

けで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。その類型として、具体的には、① 特定の個人の病歴に関する情報、② 犯罪の内偵捜査に関する情報などが考えられ、このような類型の情報については、当該情報が不開示情報に該当しなくなったような場合を除き、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。

条例第7条第1号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除きこれを不開示情報としている。本件対象公文書の存否に関する情報は、特定の個人が再捜査の要望をした事実の有無という個人に関する情報であって当然に当該個人の識別性を有するものと認められるので、同号本文に該当することは明らかである。また、同号ただし書アからウまでに掲げる情報にも該当しないと認められる。

したがって、本件対象公文書の存否自体を答えると、条例第7条第1号の不開示情報を開示することになるので、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

ウ 本人に対する自己情報の開示について

審査請求人は、仮に本件公文書が存在し、審査請求人に関する記載があったとすれば、本人としては知る権利がある旨主張しているが、条例の定めた開示請求権制度は、何人に対しても請求の目的の如何を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、特定の個人を識別することができる情報については、条例第7条第1号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを不開示情報とするのみで、本人から開示請求のあった場合について特段の規定を設けていないことから、明らかである。

したがって、条例の定めた開示請求権制度の下においては、当該公文書に記録される情報が仮に審査請求人本人の情報であっても、条例第7条第1号の不開示情報に該当することからその開示を認めることができない。

エ その他の主張について

審査請求人は、実施機関に対して再捜査の要望をするにもかかわらず、理由を説明してくれないことなど捜査のあり方等についても主張しているが、これらはいずれも開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では特に判断しない。

以上のとおり、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、特定の個人について条例第7条第1号の不開示情報を開示することになるので、その他の条項の該当の有無について判断するまでもなく、条例第10条の規定により存否を明らかにしないで応

答を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。